平成２１年（フ）第１５７号
兵庫県加東市下久米13番地３
債務者　ノンフロアーこと　安達　伸宏
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県明石市大久保町西島1111―１　レオパレス中友５―208号、住民票上の住所兵庫県加東市大畑1468番地３
債務者　藤原　仁志
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８７号
香川県さぬき市鴨庄4095番地２
債務者　早川　　忠
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４３号
香川県高松市中新町10番地16ガレリア中新町302号
債務者　吉田キヨミ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第１４６０号
福岡市博多区月隈２丁目３番14号
債務者　井原　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７９号
福岡市中央区清川２丁目４番９―202号
債務者　山崎　智美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０号
福岡市南区桧原７丁目15番１号
債務者　片山　香代
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１４号
福岡市博多区銀天町３丁目６番18―709号
債務者　青木　　實
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５４２号
福岡市南区三宅１丁目５番20号
債務者　木山　智弘
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２０号
福岡県大野城市東大利１丁目13番３号　浅川ビル105号
債務者　堀　　弘子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２４号
福岡市城南区南片江１丁目19番14号
債務者　冨山　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３５号
福岡市南区大平寺１丁目43番33号
債務者　伊崎　千尋
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５１号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目16番10号若根荘102号
債務者　立山　敏宣
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５８号
福岡県太宰府市坂本３丁目11番８号ルネス都府楼101号
債務者　日高　智子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８４号
福岡市西区姪の浜３丁目27番15―201号
債務者　比嘉　友子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８５号
福岡市西区姪の浜３丁目27番15―201号
債務者　比嘉　雪絵
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県薩摩郡さつま町西新町23番地２　コーポミッキー102号
債務者　東郷　順子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係